登米市「週休２日工事」実施要領の一部改正について

１．概要

令和６年４月より改正労働基準法に基づく罰則付き時間外労働規制が建設業に適用されたことに伴い、本市においても令和６年４月１日から原則として全ての工事を週休２日対象工事としてきたところです。

今回、宮城県土木部「週休２日工事」実施要領の一部改正に準拠し、週休２日の取得に要する費用の計上を廃止するため、本市実施要領の一部改正を行うものです。

２．実施要領の一部改正について

１）週休２日の取得に要する費用の計上を廃止。

２）適用年月日は、令和８年11月１日とする。

３．対象工事について

１）原則として、登米市が発注する全ての工事を対象とする。

※営繕工事については、国土交通省大臣官房官庁営繕部「国土交通省直轄営繕工事における週休２日の取組方針について」に準拠する。

※農林土木工事については、宮城県農業農村整備事業等の「工事における週休２日工事実施要領」に準拠する。

２）応急仮復旧工事など緊急の工事は対象外とする。

３）その他、週休２日工事に適さないと判断される工事は対象外とする。

（実作業期間が７日未満など）